

●香川県告示第319号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成27年10月27日から同年11月17日まで一般の縦覧に供する。

平成27年10月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 羽方豊中線（225号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊市高瀬町羽方字瀬丸池1588 番地先から 三豊市高瀬町羽方字瀬丸池1588 番地先まで	8.0~17.6	95	平成8年香川県告示第121号 で変更した区域の一部及び平 成24年香川県告示第563号で 変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成27年10月27日